


主管部課	福祉部 障害福祉課		部長	吉沢 寿子				
件名	東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正する規則について				区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1. 要旨</p> <p>障害者総合支援法に基づき市が実施する地域生活支援事業のうち更生訓練費給付事業について、現在は利用されていない事業であることから廃止する。</p> <p>また、別表第3の日中一時支援費用基準額のうち加算を行う対象事業所を明確にするため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 目次中「第7節 更生訓練費給付事業（第28条―第30条）」を削除する。 第2章第7節を次のように改める。 第28条から第30条まで削除 別表第3備考第3項中「第115条第3項に規定する単独型事業所」を「第115条第1項に規定する併設事業所（同項第2号に規定する施設が設置するものに限る。）及び同条第3項に規定する単独型事業所（指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練の事業を行う事業所に限る。）、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であるものに限る。）」に改める。 <p>(2) 施行日 平成28年4月1日施行。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生訓練費については、現在利用者がいないため、影響はない。 日中一時支援事業の加算については、規定を明確にするのであり影響はない。 								
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済。</p>								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
<p>5. 審議結果等</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。